

I. 1級電気工事施工管理技術検定 受検資格と提出書類等

1. 第一次検定の受検資格と提出書類等

- 下表にあげる受検資格の区分イ～ホのいずれかに該当する者は、第一次検定を受検できます。
 - ・区分イ～二に該当する者は、第一次検定合格後、第二次検定受検手数料の支払い手続きにより同じ年度の第二次検定を受検することができます。
 - ・区分ホは、第一次検定のみの受検資格です。この区分で受検し第一次検定に合格した場合、そのままでは、**第二次検定の受検資格を満たしていないため、今年度の第二次検定は受検できません。**翌年度以降、区分イ～二のいずれかの受検資格に該当するときには、第二次検定への新規受検申込が可能です。
- 実務経験年数は、令和5年3月31日現在で計算してください。このとき、年数が不足して受検資格を満たせない場合、第一次検定の試験日の前日まで算入することができます。なお、2級電気工事施工管理技士の方は、第二次検定の試験日の前日まで算入することができます。この場合、区分イ、口で申し込む方も2級電気工事施工管理技術検定第二次検定の合格証明書のコピーをご提出いただく必要があります。

実務経験年数については、必ず次のページを参照して正しく算定してください。
 実務経験の内容:P6～7、 実務経験年数の計算:P8～9

※技術士法による技術士第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目が電気電子部門又は建設部門)のいずれかの合格者で、区分イ～二のいずれかを満たしている場合、第二次検定から受検できます(提出書類等については下表とP26参照)。

■新規受検申込者の受検資格と提出書類(再受検申込者はP15～16をご覧ください。)

区分	学歴・資格	電気工事施工管理に関する実務経験年数(注1)		新規受検申込者の提出書類	
		指定学科(P4～5参照)	指定学科以外	受検資格に応じて提出する書類	受検資格に関わらず全員が提出する書類
イ	大学 専門学校の「高度専門士」	卒業後 3年以上の 実務経験を有する者 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】	卒業後 4年6ヶ月以上の 実務経験を有する者	卒業証明書(原本) (卒業式でもらう卒業証書の原本不可、コピーも不可) 詳細はP16～17を参照してください。 ・高度専門士、専門士の場合には、卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお、卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけで結構です。 【高度専門士、専門士については、卒業校にご確認ください。】	受検申請書(A票) ・記入例P19を参照してください。 実務経験証明書(B票) ・受検資格の区分イ、口、二のいずれかに該当する方はすべて正しく作成してください。 ・P6～12を確認し、記入例P20～21を参照してください。 ・ B票が最も重要な書類です。適正に作成してください。
	短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」	卒業後 5年以上の 実務経験を有する者 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】	卒業後 7年6ヶ月以上の 実務経験を有する者		
	高等学校 中等教育学校(中高一貫校) 専門学校の専門課程	卒業後 10年以上の 実務経験を有する者(注2 注3) 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】	卒業後 11年6ヶ月以上の 実務経験を有する者(注3)		
	その他(学歴は問わず)	15年以上の実務経験を有する者(注3) 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】			
口	第一種、第二種または第三種 電気主任技術者免状の交付を受けた者	6年以上の実務経験を有する者(免状交付後ではなく通算の実務経験年数) 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】		電気主任技術者免状(コピー)	住民票(または住民票コード) ・詳細はP16を参照してください。
ハ	第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問わず(B票の作成は不要)		第一種電気工事士免状(コピー) <small>以下の書類は不可</small> ・第一種電気工事士試験合格証書 ・第一種電気工事士講習修了証 ・高圧電気工事技術者試験合格証書	証明写真(パスポート用証明写真) ・A票に貼付してください。 ・詳細はP18を確認し、記入例P19を参照してください。
二	2級電気工事施工管理技術検定 第二次検定 [※] 合格者 (※令和2年度までは実地試験)	合格後5年以上の実務経験を有する者(注2 注3) 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】		2級電気工事施工管理技術検定第二次検定合格証明書(コピー) (令和2年度までは2級電気工事施工管理技術検定合格証明書)	受検手数料(¥13,200)の振替払込受付証明書 ・同封の指定用紙を使用し、受検申込者名で個人別に払込し、 受検申請書上部の貼付欄にのりづけしてください。 ※確認書類(卒業証明書、各種資格証明書等)と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄本が追加が必要となります。
	2級電気工事施工管理技術検定第二次検定 [※] 合格後、実務経験が5年未満の者 (※令和2年度までは実地試験)	短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」	上記イの区分参照 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】	卒業後 9年以上の実務経験を有する者 (注3)	
		高等学校 中等教育学校(中高一貫校) 専門学校の専門課程	卒業後 9年以上の 実務経験を有する者(注3) 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】	卒業後 10年6ヶ月以上の 実務経験を有する者(注3)	
		その他(学歴は問わず)	14年以上の実務経験を有する者(注3) 【1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要】		
ホ	2級電気工事施工管理技術検定第二次検定 [※] 合格者 (※令和2年度までは実地試験)	実務経験年数は問わず(B票の作成は不要)		2級電気工事施工管理技術検定第二次検定合格証明書(コピー) (令和2年度までは2級電気工事施工管理技術検定合格証明書) ・令和4年度合格者は、合格通知書のコピーを提出してください。	

注意事項

- 注1 実務経験年数等について
 - ・実務経験年数には、1年以上の指導監督的実務経験を含むことが必要です。
 - ・受検資格上の内容を確認するため、当方が指定する書類を、後日追加提出していただく場合があります。
 - ・夜間部(第二部)または通信制の学校卒業者の実務経験年数は、P13をご覧ください。
- 注2 下表(注2)がついている実務経験年数について、主任技術者の要件を満たした後、専任の監理技術者または特例監理技術者の配置が必要な工事に配置され、当該監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験を有する方は、実務経験年数の2年短縮が可能です。詳細はP13を参照してください。
- 注3 下表(注3)がついている実務経験年数について、建設業法に規定されている「専任の主任技術者」の配置が義務づけられている工事において専任の主任技術者を1年(365日)以上経験し、必要書類をすべて提出できる方に限り、実務経験年数の2年短縮が可能です。詳細はP14を参照してください。
- 注4 その他
 - ・卒業証明書、資格証明書の氏名が現在と異なる場合は、氏名変更を確認できる戸籍抄本を添付してください。
 - ・日本国外の最終学歴や実務経験については、P9を参照してください。
 - ・大学から飛び入学で大学院へ進学した方は、大学卒業と同等です。実務経験年数は、大学院入学日以降に積んだ実務経験で計算してください。卒業証明書に代わる必要書類はP16～17を参照してください。
 - ・学位授与機構から学士の学位を授与された方は、大学卒業と同等です。実務経験年数は、学位を授与された日以降に積んだ実務経験で計算してください。卒業証明書に代わる必要書類はP16～17を参照してください。
 - ・専門職大学前期課程修了者は、短期大学卒業と同等です。修了証明書(原本)を添付してください。
 - ・高等学校卒業程度認定試験(旧・大学入学資格検定)の合格者は、高等学校指定学科以外の卒業と同等です。合格証明書(原本)を添付してください。